

適正な食品表示を実現するための取組について

1. JAS法改正（平成14年7月4日施行）

公表の迅速化
指示及び命令を行った場合は原則公表。

罰則の大幅な強化
改正前 個人・法人とも50万円以下の罰金

改正後 個人：100万円以下の罰金又は1年以下の懲役
法人：1億円以下の罰金

2. 地方農政局・地方農政事務所等の職員による監視・指導

地方農政局及びその下部機関として各県に設置された地方農政事務所に、食品表示の監視及び指導を専門的に担当する表示・規格課を設置し、食品全般の表示の監視業務に専従する職員を配置（約2,000名）。これらの職員が、日常的に小売店舗等を巡回し、表示について監視・指導。

ア. 平成15年度上半期生鮮食品等の表示実施状況調査結果：全国の小売店舗17,886店舗について調査

(ア) 生鮮食品の表示実施状況調査

- ・「名称」を全商品の8割未満にしか表示していなかったのは540店舗（3.1%）、
「原産地名」を全商品の8割未満にしか表示していなかったのは1,285店舗（7.4%）。
- ・米穀を販売していた小売店舗（13,627店舗）のほとんどにおいて、全ての商品に「名称」「原料玄米」「内容量」「精米年月日」「販売者等」を表示。

(イ) 有機農産物の表示実施状況調査

- ・調査対象店舗（1,113店舗）のうち、有機JASマークなしに「有機」等の表示がなされていた農産物を販売していたのは72店舗（6.5%）。

イ. 平成15年度上半期加工食品の表示実施状況調査結果：農林水産消費技術センターが1,859商品について調査

- ・「天然果汁」と表示していた等表示の方法が不適正であったものが47商品（2.5%）
- ・原材料の表示において、重量の多い原材料から順番に表示すべきところを異なる順番で表示していた等表示の方法が不適正であったものが45商品（2.4%）等

また、社会的なニーズを踏まえて選定した特定の品目を対象に、その表示の根拠を含めて徹底的な監視・指導。

ア. 今年度は、うなぎ加工品の原料原産地表示に係る追跡確認調査を実施、全国の小売店舗3,057店舗、18,427商品について調査した結果、不適正な表示が認められたものは、358商品（125店舗）であった。

イ. また、平成15年産新米の品質表示に係る特別調査、乾しいたけの産地表示に係る追跡確認調査、「和牛」表示に関する牛肉の表示特別調査を実施中。

3 . 消費者の方々の協力を得た監視体制の充実

食品表示 1 1 0 番

都道府県による「食品表示 1 1 0 番（広く国民から食品の表示について情報提供等を受け付けるためのホットライン）」への対応に従事する食品表示指導員の配置に対して支援を強化。

なお、「食品表示 1 1 0 番」は、全国 6 5 ヶ所の農林水産省関係機関においても設置。

食品表示ウォッチャー

日常の買い物の中で食品表示の状況を点検する「食品表示ウォッチャー」を、平成 1 5 年度は約 3 , 8 0 0 人に増強（平成 1 4 年度は約 1 , 6 0 0 人）。「食品表示ウォッチャー」には、委嘱時に研修を実施するほか、委嘱後も適宜食品表示に関する情報提供を実施。

4 . 食品表示の科学的検証技術の確立と活用

農林水産消費技術センターにおいては、加工食品中の遺伝子組換え原材料の混入率検査や農林水産物の品種判別等、DNA 分析技術等を活用した食品表示の科学的検証技術に関する実証研究を行い、その公定法を確立する。

また、既に DNA 分析技術が確立している精米等については、今年度も DNA 分析技術を活用した品種判別による食品表示の科学的検証を実施。

5 不正表示に対する厳正な対処

これらの監視においては、必要に応じ都道府県・厚生労働省等の関係行政機関とも連携するとともに、不正表示が行われていることを確認した場合には、J A S 法に基づく指示・公表等の厳正な措置をとっているところ。